

御園座タワー建設事業に係る
事後調査計画書（供用開始後）

（大規模建築物の建築）

平成29年12月

株 式 会 社 御 園 座
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社

は　じ　め　に

本事後調査計画書（供用開始後）は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、平成 26 年 5 月 30 日に名古屋市に提出した「」（仮称）栄一丁目御園座共同ビル計画」建設事業に係る環境影響評価書」（株式会社御園座 積水ハウス株式会社, 平成 26 年 5 月）に記載した事後調査計画を基に、実施計画を定めたものである。

目 次

	頁
第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章 対象事業の名称及び種類	1
第 3 章 対象事業の概要	1
3-1 事業の目的	1
3-2 事業計画の概要	2
第 4 章 環境影響評価の概要	7
4-1 手続きの経緯	7
4-2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	8
第 5 章 事後調査	20
5-1 事後調査の目的	20
5-2 事後調査計画（供用開始後）	20

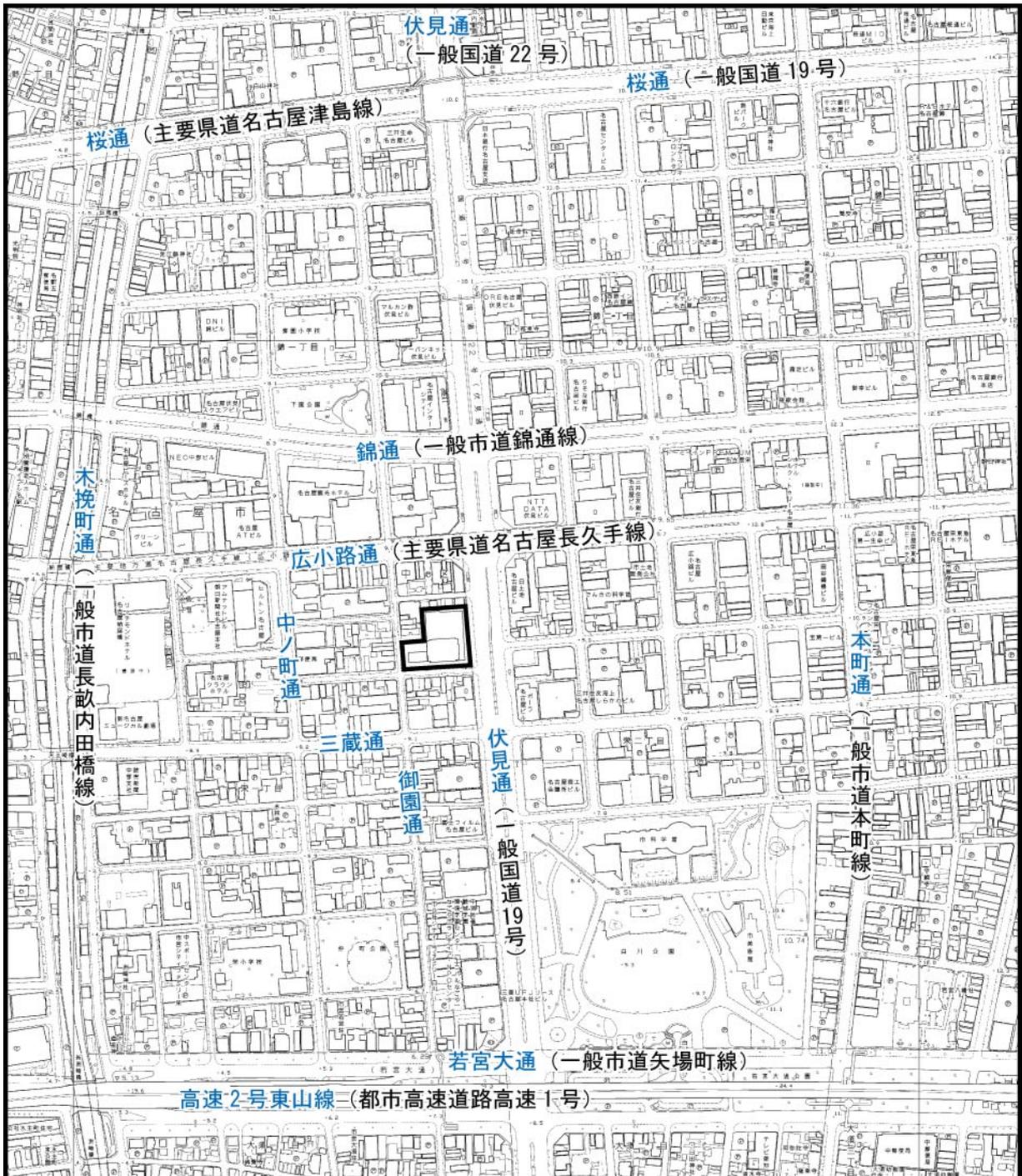
<略 称>

以下に示す条例名及び名称については、略称を用いた。

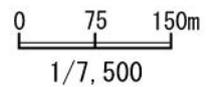
また、事業実施場所周辺の主な道路の名称は、次ページに示すとおりとした。

条 例 名 及 び 名 称	略 称
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」 (平成15年名古屋市条例第15号)	「名古屋市環境保全条例」
環境影響評価方法書	方法書
環境影響評価準備書	準備書
環境影響評価審査書	審査書
環境影響評価書	評価書
環境の保全のための措置	環境保全措置
名古屋市高速度鉄道	地下鉄

【道 路 名】



 : 事業実施場所



注) 主な道路は青字の名称とし、既存資料による場合には () 内の名称を用いた。

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 株式会社御園座

〔代表者〕 代表取締役社長 宮崎 敏明

〔所在地〕 名古屋市中区栄一丁目6番14号

〔事業者名〕 積水ハウス株式会社

〔代表者〕 代表取締役 阿部俊則

〔所在地〕 大阪市北区大淀中一丁目1番88号 梅田スカイビル タワーイースト

第2章 対象事業の名称及び種類

〔名称〕 御園座タワー建設事業^{*1)}

〔種類〕 大規模建築物の建築

第3章 対象事業の概要

3-1 事業の目的

本事業は、現在の御園座会館を解体し、一部周辺敷地も含め、新たな機能を備えた劇場に生まれ変わり、上層階には高品質な共同住宅を併設することで、都心居住のニーズにこたえる施設とする。これを実現することによって、周辺人口を増やし、かつてのにぎわいある伏見地区を再生することを目的とする。

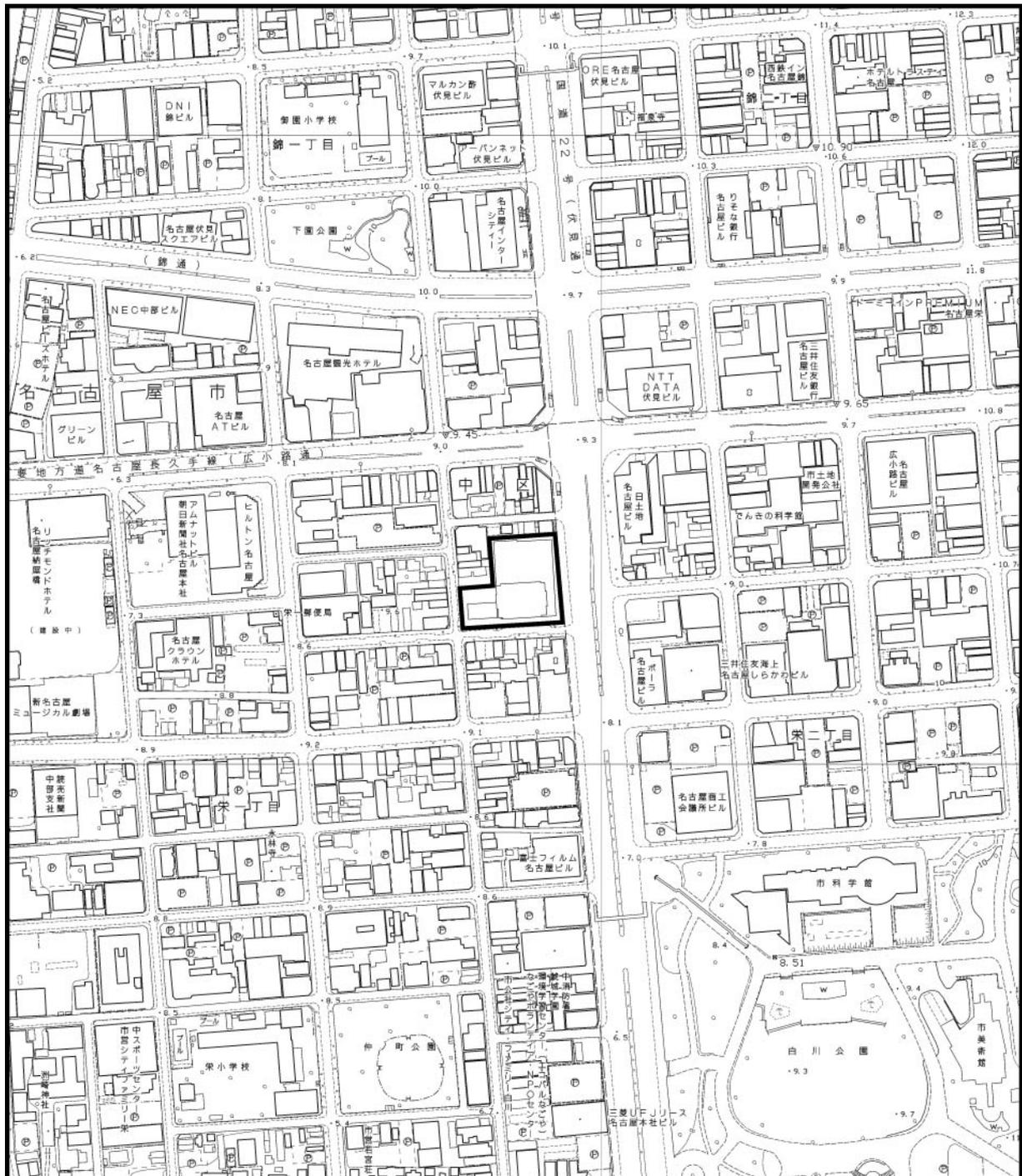
*1):本事業に係る事後調査計画書(工事中)提出時点の対象事業の名称は、「(仮称)栄一丁目御園座共同ビル計画建設事業」であったが、ビル名の決定により変更した。

3-2 事業計画の概要

事業計画の概要は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 事業計画の概要

項 目	内 容
事業の名称	御園座タワー建設事業
事業実施場所の位置	名古屋市中区栄一丁目605番1,2 他（図3-2-1参照）
地域・地区	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区
主要用途	劇場、店舗、共同住宅、駐車場
階数・高さ	地上40階、地下1階、塔屋2階・高さ約150m
基礎底	G.L. 約-11m
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
事業予定地の区域面積	約5,000m ²
延べ面積	約56,000m ² （劇場：約9,100m ² 、店舗：約1,200m ² 、共同住宅：約27,300m ² 、駐車場：約5,800m ² 、共用：約12,200m ² ）
駐車台数	約300台（劇場・店舗：約50台、共同住宅：約250台）
日最大利用者数	平日 約5,000人
	休日 約5,100人
主要なアクセス手段	歩行者：地下鉄東山線及び鶴舞線「伏見駅」より徒歩約1分 自動車：伏見通
完成イメージ図	図3-2-2のとおり
配置図	図3-2-3のとおり
断面図	図3-2-4のとおり
平面図	図3-2-5のとおり
供用開始予定時期	平成30年1月（劇場以外）、平成30年4月（劇場）



 : 事業実施場所

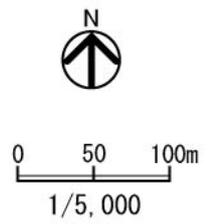


図3-2-1 事業実施場所の位置



図3-2-2 新建築物の完成イメージ図

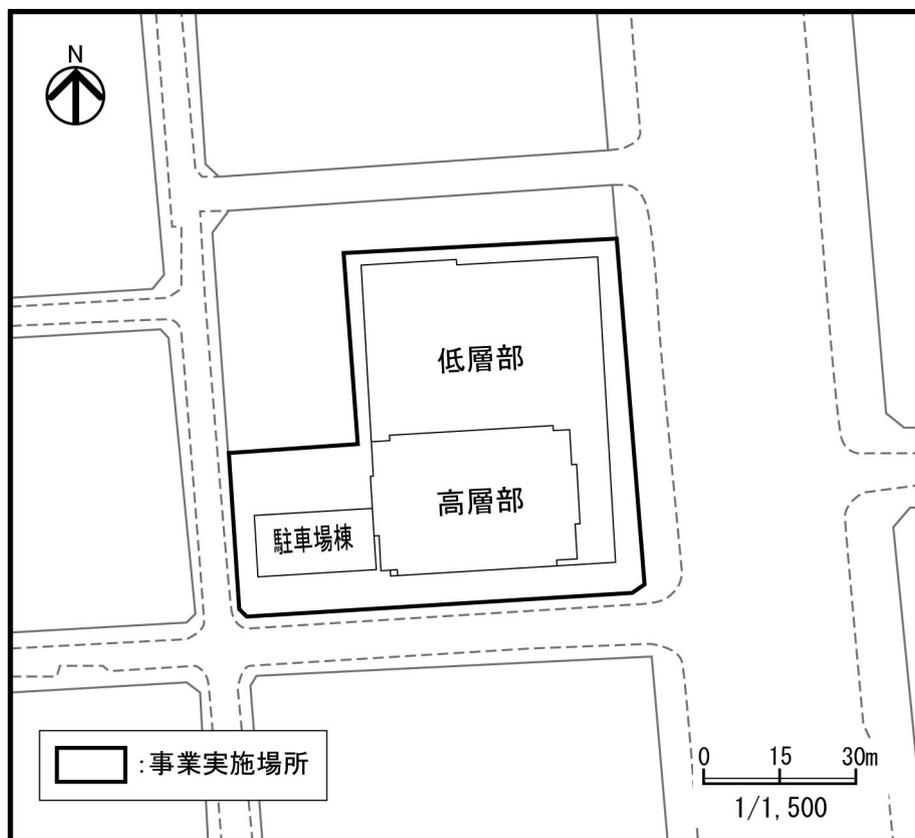


図3-2-3 配置図

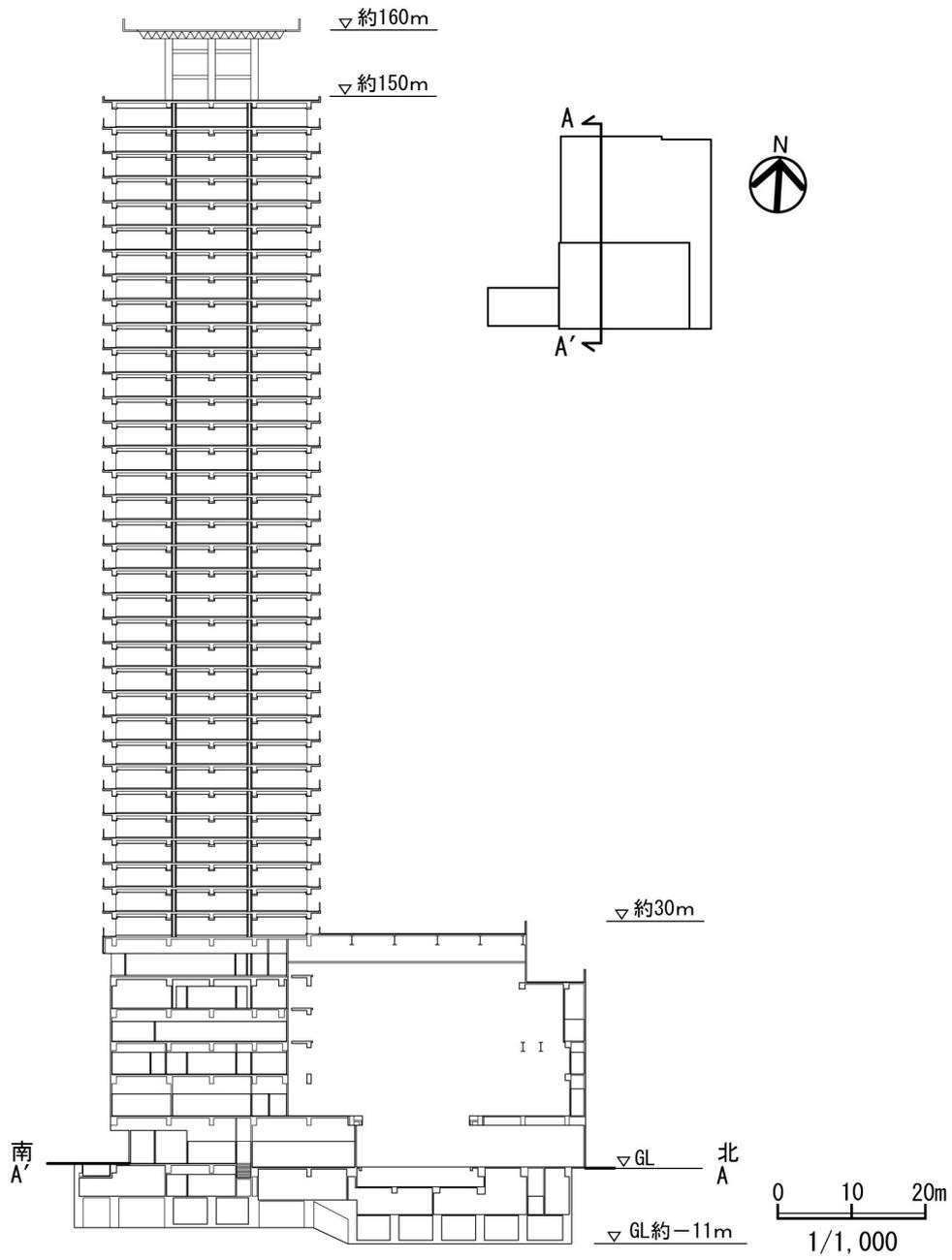
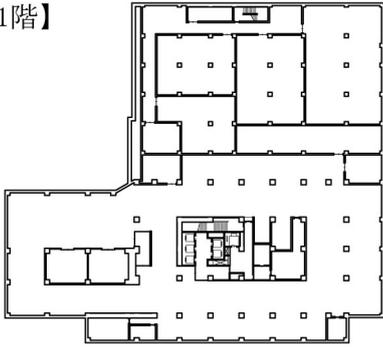
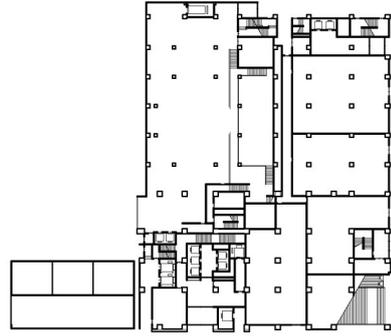


图3-2-4 南北断面图

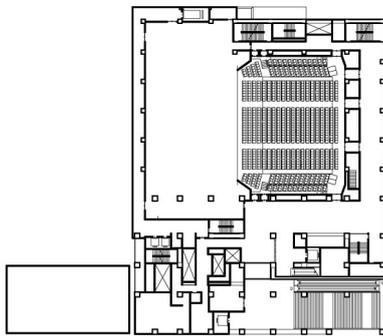
【地下1階】



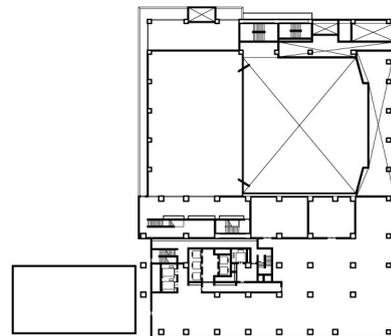
【1階】



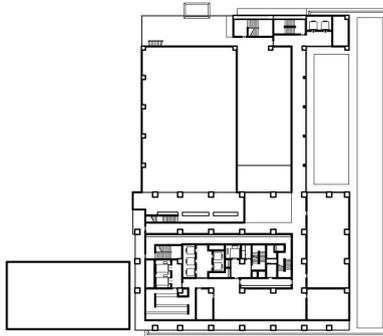
【2階】



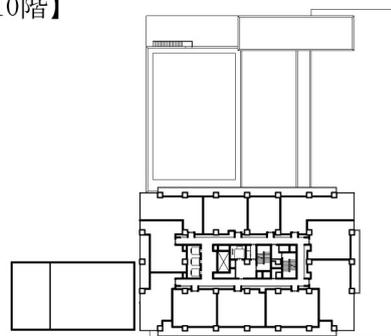
【5階】



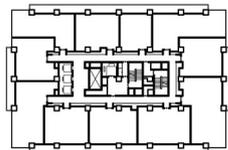
【6階】



【7~10階】



【11~29階】



【30~40階】

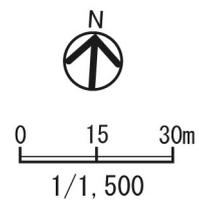
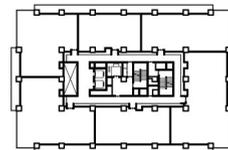


图3-2-5 平面图

第4章 環境影響評価の概要

4-1 手続きの経緯

本事後調査計画書作成までの経緯は、表4-1-1に示すとおりである。

表4-1-1(1) 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容		
方 法 書	提 出 年 月 日	平成24年10月22日	
	縦 覧 (閲 覧) 期 間	平成24年10月29日から11月27日	
	縦 覧 場 所 (閲 覧 場 所)	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター (株式会社御園座、積水ハウス株式会社名古屋マン ション事業部)	
	縦 覧 者 数 (閲 覧 者 数)	11名 (6名)	
方法書に対する 市民等の意見	提 出 期 間	平成24年10月29日から12月12日	
	提 出 件 数	2件	
方法書に対する 市長の意見 (方法意見書)	縦 覧 期 間	平成25年1月25日から2月8日	
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 16区役所、名古屋市環境学習センター	
	縦 覧 者 数	1名	
事業内容の変更	届 出 年 月 日	平成25年8月23日	
準 備 書	提 出 年 月 日	平成25年9月26日	
	縦 覧 (閲 覧) 期 間	平成25年10月7日から11月5日	
	縦 覧 場 所 (閲 覧 場 所)	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 中区役所、名古屋市環境学習センター (御園座舞台美術製作場)	
	縦 覧 者 数 (閲 覧 者 数)	37名 (2名)	
	説 明 会	開 催 日	平成25年10月15日
		場 所	名古屋クラウンホテル
参 加 人 数		80名	
準備書に対する 市民等の意見	提 出 期 間	平成25年10月7日から11月20日	
	提 出 件 数	1件	
見 解 書	提 出 年 月 日	平成25年12月24日	
	縦 覧 期 間	平成26年1月7日から1月21日	
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 中区役所、名古屋市環境学習センター	
	縦 覧 者 数	8名	
公 聴 会	開 催 年 月 日	平成26年2月23日	
	開 催 場 所	名古屋市立栄小学校体育館	
	陳 述 人 数	1名	
	傍 聴 人 数	16名	
事業内容の変更	届 出 年 月 日	平成26年4月30日	

注)「名古屋市環境影響評価条例」の一部が改正され、平成25年4月1日に施行されたが、本事業は、計画段階配慮の手続きについて、経過措置により適用されない。

表4-1-1(2) 環境影響評価手続きの経緯

事 項	内 容	
審 査 書	縦 覧 期 間	平成26年5月1日から5月15日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 中区役所、名古屋市環境学習センター
	縦 覧 者 数	2名
評 価 書	提 出 年 月 日	平成26年5月30日
	縦 覧 期 間	平成26年6月9日から7月8日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 中区役所、名古屋市環境学習センター
事後調査計画書 (工事中)	提 出 年 月 日	平成26年6月9日
	縦 覧 期 間	平成26年6月17日から7月1日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、 中区役所、名古屋市環境学習センター
	縦 覧 者 数	5名

4-2 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

本事業の供用開始に伴い、影響を受けると想定された各環境要素についての調査、予測、環境保全措置及び評価の概要は、表4-2-1に示すとおりである。

表4-2-1 調査、予測、環境保全措置及び評価の概要

環境要素	調 査	予 測
景 観	<p>現地調査によると、事業予定地は、地下鉄伏見駅の南側に位置しており、南北を通る伏見通に面している。</p> <p>事業予定地がある伏見駅周辺の地区は、名古屋駅と栄の間に位置しており、これらを東西で結ぶ錦通や広小路通等が通っている。また、事業予定地周辺には、日土地名古屋ビルやNTT DATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。</p> <p>また、現況の形態率は51～68%であった。</p>	<p>新建築物の高層部は、左右にガラス面を基調とした都市空間にマッチしたデザインを採用し、低層部は劇場としての壁面のデザインにより、繊細なアクセントを創り出している。また、前面の歩道には中高木を植栽し、アメニティ空間を創出している。</p> <p>新建築物の存在による形態率は53～73%、現況から新建築物の存在による変化量は2～4ポイントと予測される。</p>

環境保全措置	評 価
<p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高層部の壁面は、低層部より後退させ、壁面デザインの分節化を図ることにより、周辺に対する圧迫感の軽減に配慮する。 ・低層部は、御園座の文化、歴史を継承し、現代的に解釈した外観デザインとすることにより、街の記憶を未来に継承する。 ・1階には店舗を設け、劇場と共に人々が集う街のにぎわいに貢献する。 ・高層部は、垂直性を強調した格調と風格のあるデザインとし、都市部にふさわしい洗練された街並みの創造に貢献する。 ・建物の南面と東面には、緑やベンチのある快適な歩道状空地を設ける。 <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新建築物周辺に植栽を配置する。 	<p>予測結果によると、新建築物は、伏見地区周辺のシンボリックで先進的なものになるとともに、周辺の中高層建築物群と調和した洗練され風格のある建築物となり、一連の都市空間が創出されると判断する。</p> <p>圧迫感については、新建築物の存在により、形態率は2～4ポイント増加する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、新建築物周辺に植栽を配置するという環境保全措置を講ずることにより、圧迫感の低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
廃棄物等		<p>新建築物の供用時には、廃棄物等として約46.9m³/日発生すると予測される。このうち、再資源化率は約71%と予測される。</p>

環境保全措置	評 価
<p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、減量化及び再利用・再資源化に努める。 <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所については、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別を徹底させる。 ・施設利用者に対して、分別回収の協力を図ることにより、廃棄物の減量化及び再資源化の促進に努める。 ・共同住宅には、名古屋市上下水道局に認められたディスプレイ処理システムを設置する。 ・廃棄物等の一時的な保管場所として、地下階や1階に保管スペースを設ける。 	<p>予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、供用時に発生する廃棄物等は、約 71%の再資源化が図られるため、廃棄物等による環境負荷は低減されるものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、保管場所については、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別を徹底させる等の環境保全措置を講ずることにより、廃棄物等による環境負荷のさらなる低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
温室効果 ガス等		<p>1. 新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス排出量</p> <p>存在・供用時における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、新建築物の存在・供用により約5,000tCO₂/年、新建築物関連自動車交通の発生・集中により約620tCO₂/年、廃棄物の発生により約42tCO₂/年と予測される。また、緑化・植栽による吸収・固定により、約7tCO₂/年が削減されると予測され、これらの合計は、約5,600tCO₂/年と予測される。</p> <p>2. 単位面積当たりの二酸化炭素排出量</p> <p>現況施設と新建築物の供用に関する単位面積当たりの二酸化炭素排出量は、現況施設は85kgCO₂/年m²、新建築物は70kgCO₂/年m²であり、約18%の削減と予測される。</p>
風 害	<p>既存資料調査及び現地調査によると、事業予定地周辺は商業地域であり、建物用途では商業施設・一般店舗・商業的サービス施設が多くを占め、その周縁部には、住居施設や公園・緑地等が存在している。</p> <p>建物階数の状況をみると、3割以上の中高層建築物が多くを占めており、1～2階の低層建築物は散在している。</p>	<p>新建築物建設後に風環境のランクが上がる地点は、主に事業予定地東側近傍等の12地点（このうち新たにランク3を超える地点はなし）、風環境のランクが下がる地点は、主に事業予定地南東側等の4地点と予測され、その他の地点については風環境の変化はないと予測される。</p>

環境保全措置	評 価
<p>1. 新建築物の存在・供用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅においては、高効率給湯器（潜熱回収型）、高効率エアコン、高効率照明（LED）等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。 ・劇場、店舗及び共同住宅に設ける誘導灯は、高効率照明型誘導灯（LED）とする。 ・劇場においては、高効率照明（LED）の採用、空調機送・還気ファン及び冷温水ポンプのインバーター制御等により、エネルギー消費の削減を図る。 ・太陽光発電装置を設置することにより、共同住宅の共用部におけるエネルギー消費の削減を図る。 <p>2. 新建築物関連自動車交通の発生・集中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場及び店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。 <p>3. 廃棄物の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所については、表示等により、可燃ごみ、不燃ごみ、再利用対象物の分別を徹底させる。 ・施設利用者に対して、分別回収の協力を図ることにより、廃棄物の減量化及び再資源化の促進に努める。 ・共同住宅には、名古屋市上下水道局に認められたディスプレイを設置する。 <p>4. 緑化・植栽による二酸化炭素の吸収・固定量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。 ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画的に行う。 	<p>予測結果によると、エネルギーの使用における単位面積当たりの温室効果ガス排出量は、現況施設の供用よりも新建築物の方が約18%削減される。</p> <p>本事業の実施にあたっては、高効率給湯器（潜熱回収型）、高効率エアコン、高効率照明（LED）等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の環境に及ぼす影響の低減に努める。</p>
<p>1. 予測を前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新建築物を極力セットバックさせるとともに、高層部の壁面を低層部よりも後退させることにより、風環境に配慮した計画とする。 ・風環境に及ぼす影響を低減するために、駐車場棟の高さを一部低くした計画とする。 <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地内の常緑の中高木を植栽することにより、特に事業予定地西側における風環境を改善するよう努める。 ・周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡の窓口を設け、適切に対応する。 	<p>予測結果によると、予測の前提とした措置を講ずることにより、新建築物の存在による著しい風の変化はなく、新建築物建設前から新たなランク3を超える地点はない。</p> <p>本事業の実施にあたっては、事業予定地内に常緑の中高木を植栽する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺地域の風環境に及ぼす影響のさらなる低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
日照阻害	<p>既存資料調査及び現地調査によると、日影の影響の及ぶ事業予定地北側の地域は、事業予定地の周辺では、商業施設・一般店舗・商業的サービス施設がほとんどを占めており、住居施設、供給・処理・運輸施設、教育施設が点在している。事業予定地の北西側の少し離れた箇所では、商業施設・一般店舗・商業的サービス施設に加え、住居施設がやや多くなる箇所が存在している。建物階数別にみると、事業予定地の周辺では、1～2階の低層建築物と3～5階の中層建築物が多くを占めており、道路を挟んでやや離れた箇所には、8～9階及び10階以上の中高層建築物が多くを占めている。</p> <p>事業予定地周辺は低層の建築物が多く、8時間以上の日影少ないものの、北西側及び北東側の少し離れた箇所には中・高層の建築物が多く、8時間の日影が生じる範囲が既存の建築物の北側の道路及び空地にみられている。</p>	<p>時刻別日影図によると、8時及び16時における新建築物の日影の長さは、約1.4kmになると予測される。また、等時間日影図によると、1時間以上の日影を生じる範囲は、事業予定地より約120～270mと予測される。</p> <p>なお、新建築物による日影が生じる範囲内には、「名古屋市超高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設は存在しない。</p> <p>新建築物と既存建物による日影については、新建築物が建設されることにより、事業予定地の北東側及び北西側の一部において、日影時間が長くなると予測される。1時間以上2時間未満で付加される範囲は、事業予定地の北東側及び北西側の道路及び建物の空地の一部である。</p>
電波障害	<p>既存資料調査及び現地調査によると、地上デジタル放送電波の受信品質評価が「良好に受信」とされた地点は、瀬戸局のうち広域局が100%、県域局が73%、国際センター局（県域局）が97%であった。</p> <p>なお、事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線は通過していない。</p>	<p>瀬戸局について、新建築物から西南西方向へ障害が発生し、この障害面積は、広域局で約0.09km²、県域局で約0.43km²と予測される。また、国際センター局について、新建築物から南東方向へ障害が発生し、この障害面積は、県域局で約1.80km²と予測される。</p> <p>反射障害は、瀬戸局（広域局及び県域局）並びに国際センター局ともに、新建築物単位による障害は発生しないと予測される。</p> <p>マイクロウェーブ通信回線は、事業予定地上空において、通過していないことから、影響はないと予測される。</p>

環境保全措置	評 価
	<p>予測結果より、新建築物が建設されることによる周知の日照環境に及ぼす影響は、新たに日影が付加される範囲を考慮すると小さいと判断する。</p> <p>また、新建築物により日影の影響を受ける区域は、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条約」の規制対象区域に該当しない。</p>
<p>本事業の実施にあたって、以下に示す環境保全措置を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な措置を実施する。 ・予測範囲以外において受信障害が発生し、調査を行った結果、本事業による影響と判断された場合には、適切な措置を実施する。 ・周辺の住民等からの問い合わせに対する連絡の窓口を設ける。 	<p>本事業の実施にあたっては、地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な措置を実施することにより、新建築物が地上デジタル放送電波の受信に及ぼす影響の回避に努める。</p> <p>マイクロウェーブの送信経路への影響については、事業予定地上空において、マイクロウェーブ通信回線は通過していないことから、影響はないものと判断する。</p>

環境要素	調 査	予 測
安 全 性	<p>既存資料調査によると、事業予定地周辺には、地下鉄のほか、市バス、名鉄バス、JR 東海バス及び三重交通バスが通っている。また、事業予定地は伏見通に面しており、周辺には広小路通、錦通等が通っている。</p> <p>事業予定地周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに、若宮大通が最も多くなっている。事業予定地周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、広小路通が最も多くなっている。事業予定地周辺における自転車交通量は、平日及び休日ともに、若宮大通が最も多くなっている。</p> <p>事業予定地周辺における路線別の事故発生件数（平成23年）は、伏見通、桜通（国道19号）が 886 件、広小路通が534 件、錦通が87 件、若宮大通が155 件、桜通が324件、伏見通（国道22号）が579件となっている。</p> <p>現地調査によると、事業予定地周辺には、平成25年度において、小学校3校、中学校2校の通学路が指定されている。</p> <p>事業予定地周辺の自動車区間断面交通量は、全区間で平日の交通量が休日の交通量を上回っていた。大型車混入率は、平日が約 4～10%、休日が約 1～6%であった。また、事業予定地周辺の歩行者区間断面交通量は、伏見通沿いが平日及び休日ともに最も多かった。自転車区間断面交通量についても、伏見通沿いが平日及び休日ともに最も多かった。</p> <p>事業予定地周辺は、主要交差点に信号機や横断歩道等の安全施設が整備されており、主要道路においては車歩道分離がなされていた。</p>	<p>自動車の増加率は、ほとんどの区間で平日よりも休日の方が高く、平日が0.0～25.1%に対して、休日が0.0～33.5%と予測される。</p> <p>歩行者の増加交通量は、平日が0～6,053人/16時間、休日が0～6,118人/16時間と予測され、休日が平日を上回っている。</p> <p>自転車の増加交通量は、平日が61～522台/16時間、休日が61～539台/16時間と予測され、休日が平日を上回っている。</p> <p>新建築物関連車両の出入口は、事業予定地西側に1箇所設けられ、平日のピーク時では、59台/時の自動車及び6台/時の二輪車が出入りし、271人/時の歩行者並びに42台/時の自転車との交錯が予測される。また、休日のピーク時では、48台/時の自動車及び7台/時の二輪車が出入りし、135人/時の歩行者及び30 台/時の自転車との交錯が予測される。</p>

環境保全措置	評 価
<p>1. 予測の前提とした措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地内への新建築物関連車両の出入りについて、周辺の交通事情に配慮する。 ・新建築物の利用者出入口は、事業予定地東側及び南側に設け、自動車出入口は西側のみに限定することにより、歩行者と自動車との出入口を離す。 <p>2. その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新建築物関連車両出入口付近における安全性を高めるため、カーブミラー、誘導サイン、回転灯等を設置し、車両の一時停止を徹底させる。 ・劇場及び店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。 ・伏見通沿い及び事業予定地南側においては、新建築物をセットバックさせることにより空地を設け、現況よりも幅員の広い歩行者空間を整備する。 ・地上に設置する駐車場へは、事業予定地内に新建築物関連車両の待機スペースを設けるとともに、地下に設置する駐車場へは、スロープを設けて入庫させる計画により、新建築物関連車両出入口付近における渋滞を緩和するよう配慮する。 	<p>予測結果によると、新建築物関連車両の走行ルート上の各区間の新建築物関連車両による交通量の増加率は、平日で0.0～25.1%、休日で0.0～33.5%となるが、これらのルートは、マウントアップ等により歩車道分離がなされていることから、新建築物関連車両の走行による安全性への影響は、小さいと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、新建築物関連車両出入口付近における安全性を高めるため、カーブミラー、誘導サイン、回転灯等を設置する等の環境保全措置を講ずることにより、周辺の交通安全に及ぼす影響の低減に努める。</p>

環境要素	調 査	予 測
緑 地 等	<p>現地踏査によると、事業予定地内には、緑地はない。</p> <p>事業予定地周辺の緑地の状況をみると、事業予定地東側には、街路樹として、落葉高木であるハナミズキが点在している。また、中央分離帯には、常緑高木であるクスノキが植栽されており、その根元には低木であるツツジ類が植栽されている。</p> <p>事業予定地南側及び西側には、街路樹として、落葉高木であるナンキンハゼやメタセコイヤが点在しており、その根本には低木であるツバキ類やヒイラギナンテン等が植栽されている。</p> <p>以上により、事業予定地周辺の緑地の現状は、緑の少ない環境である。</p>	<p>新設する緑地等は、地上緑化、低層部の屋上緑化、保水性舗装に大きく分かれる。地上緑化では、中高木や低木、地被類を植栽する。低層棟の屋上緑化では、地被類を植栽する。また、事業予定地の北側及び南側は、保水性舗装する。</p> <p>緑地に使用する樹種として、中高木はシラカシ、低木はアベリアやサツキ等、地被類はセダム類、ヘデラ、タマリユウ等とする。なお、郷土種として、東海地方に自生する植物から、シラカシ及びジャガを選定する計画である。</p> <p>新設する緑地等の面積は、地上緑化約250m²、低層部の屋上緑化約750m²、保水性舗装約300m²の合計約1,300m²を予定している。</p> <p>事業予定地の面積は約5,000m²、緑地等の面積は約1,300m²、緑地のみの面積は約1,000m²であり、緑化率は、緑地等では約26.0%、緑地のみでは約20.0%となる。</p> <p>新建築物の東側及び南側及び西側に中高木等を植栽するとともに、低層部の屋上を広く緑化する。特に、新建築物東側に植栽する中高木は、伏見通沿いの街路樹との調和を取ることで、統一感のある緑地空間が形成されるものと予測される。</p> <p>このような緑化計画により、事業予定地及びその周辺には、緑の多い快適な都市環境が新たに形成されるものと予測される。</p>

環境保全措置	評 価
<p>本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。 ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病虫害の駆除等を計画的に行う。 ・樹種の選定については、郷土種に配慮する。 ・屋上緑化については、維持管理しやすい樹種の選定や自動灌水設備の設置等を検討する。 	<p>予測結果によると、事業予定地内に中高木の植栽、屋上緑化等を行うことにより、約1,300m²の緑地等（緑地のみの場合は約1,000m²）が新設され、緑地のみの緑化率は約20.0%となり、「緑のまちづくり条例」に基づく緑化率の規制値（10%）を上回る。また、緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、緑の多い快適な都市環境が新たに形成されるものと判断する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う等の環境保全措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。</p>

第5章 事後調査

5-1 事後調査の目的

事後調査は、本事業の供用開始後において、環境影響評価を行った環境要素に及ぼす影響の程度を把握するとともに、予測、評価及び環境保全措置の妥当性を検証することを目的とする。

なお、事後調査結果が環境影響評価の結果と著しく異なる場合は、その原因を調査し、必要に応じて追加調査を行う。原因究明の結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討する。

5-2 事後調査計画（供用開始後）

対象事業に係る事後調査の事項、方法、場所及び時期は、表5-2-1及び図5-2-1、2に示すとおりである。

なお、表5-2-1に示す全調査事項及び大気質、騒音、振動等について、市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。

表5-2-1(1) 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
景観	眺望及び圧迫感の変化	写真撮影による方法により調査する。	眺望は事業実施場所周辺の11地点、圧迫感は3地点（図 5-2-1 参照）	存在時 < 予定時期 > ：平成30～31年（1回）
廃棄物等	存在・供用時に発生する事業系及び家庭系廃棄物等の種類、量及び再資源化量	廃棄物の発生量及び再資源化量を聞き取りにより調査する。	事業実施場所内	供用時 < 予定時期 > ：平成30～31年（数回）
温室効果ガス等	存在・供用時に発生する温室効果ガスの種類及び量	新建築物の存在・供用に伴うエネルギー等の使用に伴う排出量の調査及び緑化・植栽の調査による二酸化炭素吸収・固定量について調査する。	事業実施場所内	存在・供用時 < 予定時期 > ：平成30～31年（1年）
風害	ビル風の影響の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > ：平成30～31年
日照阻害	日影の影響の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > ：平成30～31年
電波障害	電波障害の程度	市民等からの苦情があった場合には、その内容及び対処方法並びにその後の状況を調査する。また、電波障害が予測された地域において採用した電波障害対策の方法を調査する。	事業実施場所周辺	存在時 < 予定時期 > ：平成30～31年

表5-2-1(2) 事後調査計画

環境要素	調査事項	調査方法	調査場所	調査時期
安全性	供用に伴う自動車交通量	方向別に大型車類及び小型車類の2車類に分類し、数取り器により調査する。また、新建築物関連車両台数も併せて調査する。	事業実施場所周辺道路の23区間（図5-2-2(1)参照）	供用時 < 予定時期 > ：平成30年 （平日及び休日の各6～22時）
	供用に伴う歩行者及び自転車交通量	方向別に歩行者及び自転車に分類し、数取り器により調査する。	事業実施場所周辺道路の10区間（図5-2-2(2)参照）	供用時 < 予定時期 > ：平成30年 （平日及び休日の各6～22時）
		また、施設利用者数も併せて調査する。	事業実施場所内	
	供用に伴う新建築物関連車両と歩行者及び自転車との交錯	新建築物関連車両、歩行者及び自転車交通量に分類し、数取り器により調査する。	事業実施場所における新建築物関連車両出入口の1箇所（図5-2-2(2)参照）	供用時 < 予定時期 > ：平成30年 （平日及び休日の各6～22時）
緑地等	緑地等の位置、樹種、面積、緑化率及び周辺との調和	現地踏査により緑地等の状況を調査する。また、維持管理の状況を調査する。	事業実施場所及びその周辺	存在時 < 予定時期 > ：平成30年

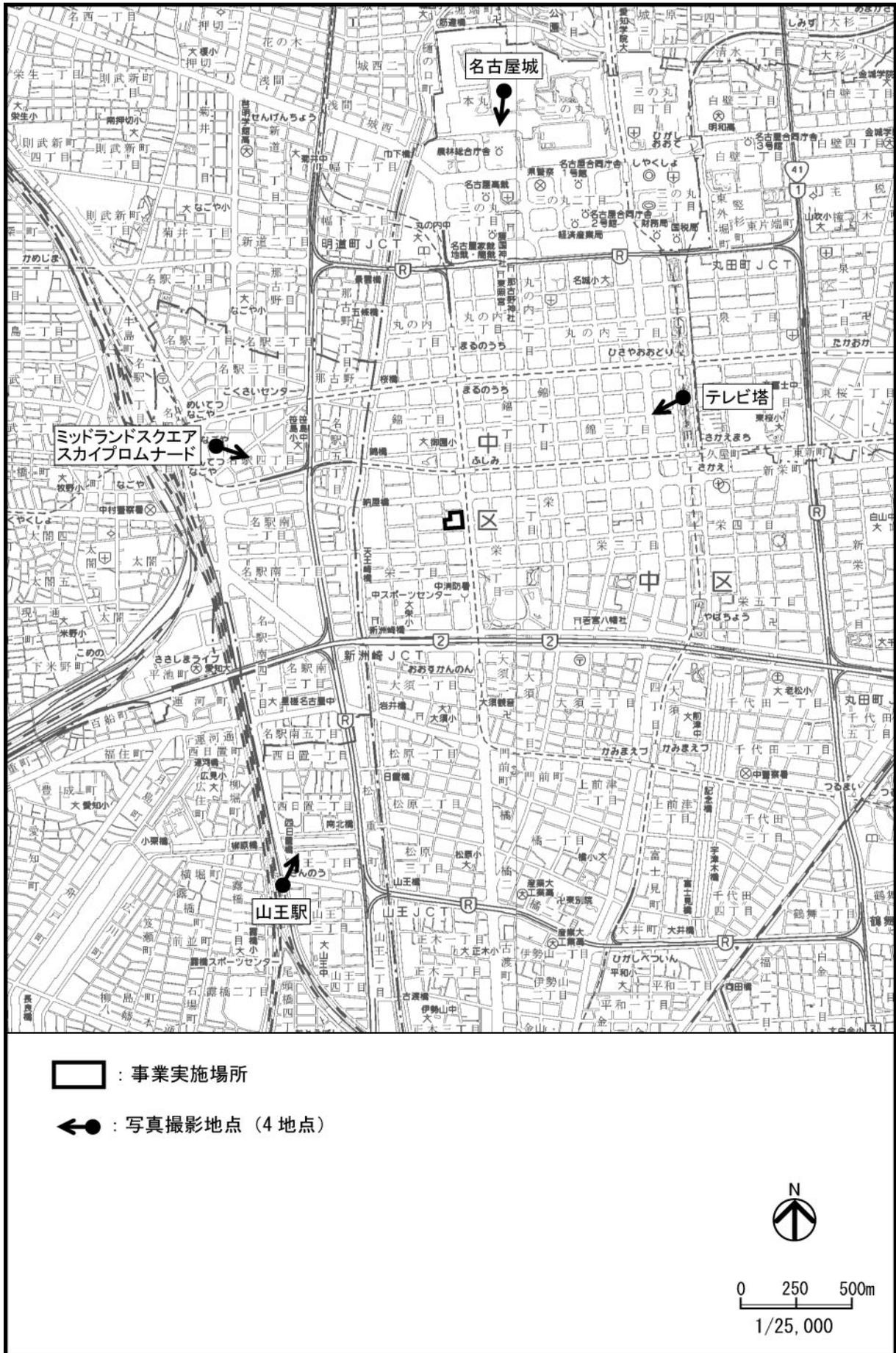


図5-2-1(1) 調査場所 (景観：遠景)

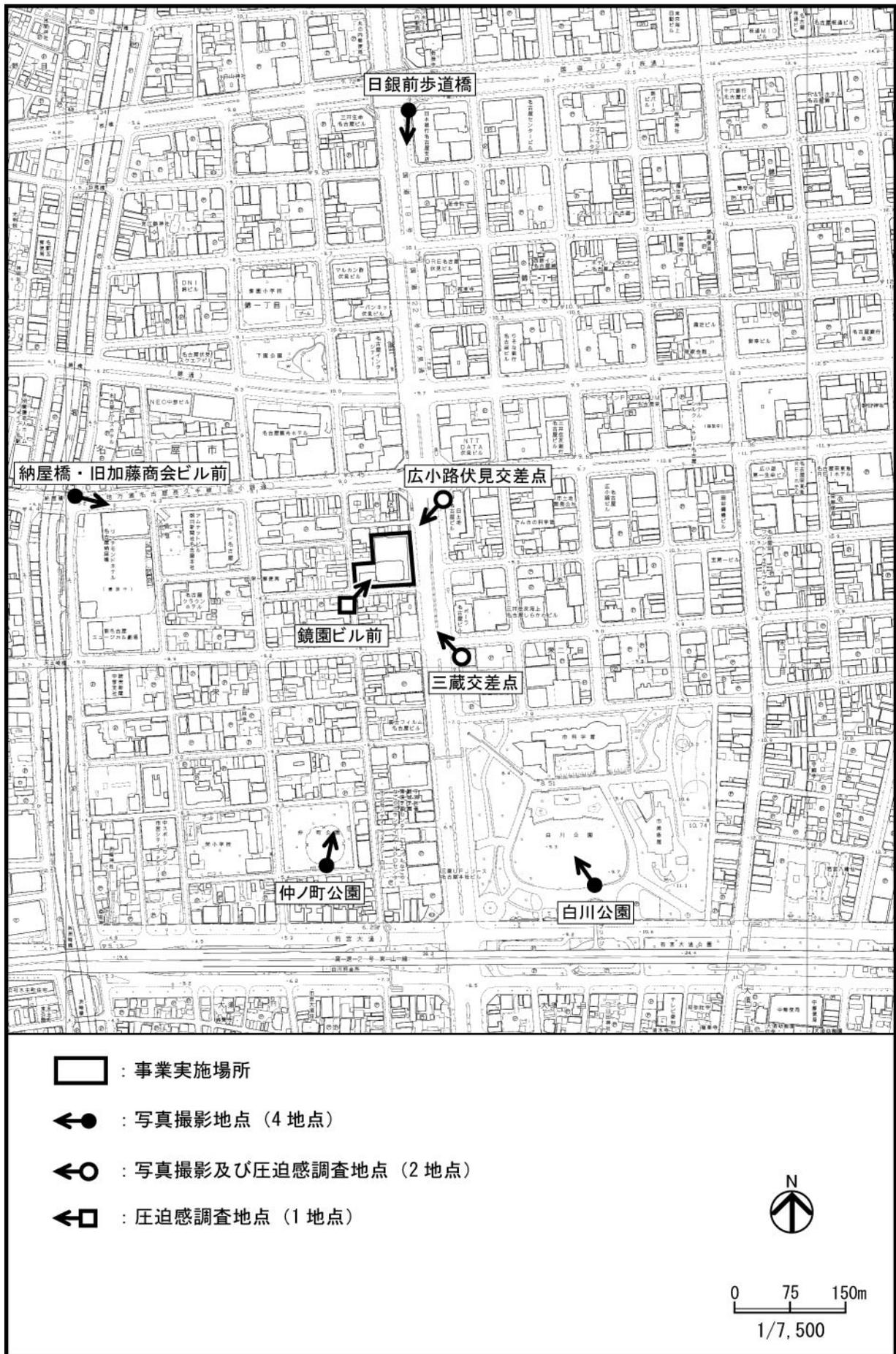
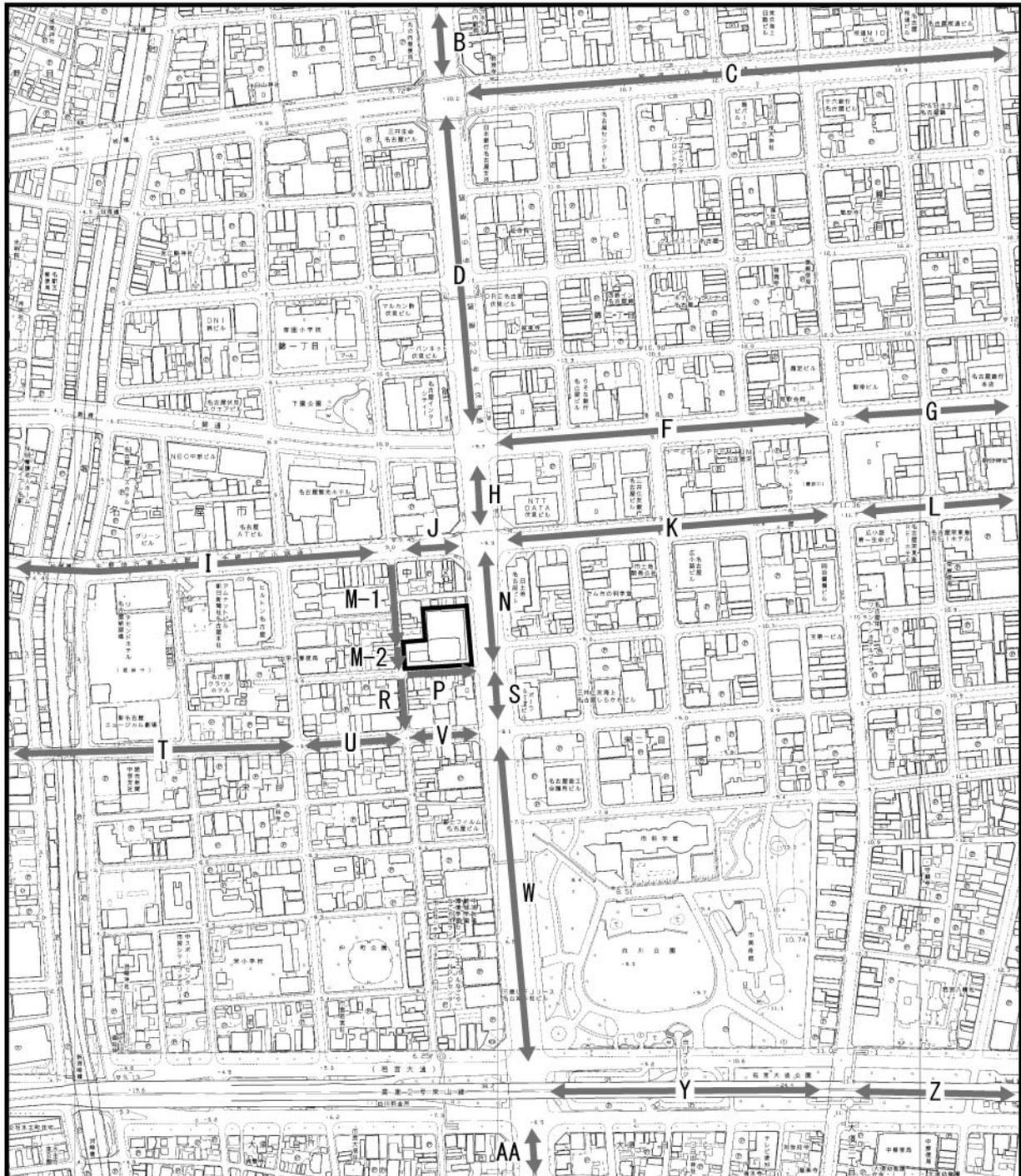


図5-2-1(2) 調査場所 (景観：近景)



-  : 事業実施場所
-  : 自動車交通量 (23区間)

注) 区間記号は、評価書と同じである。

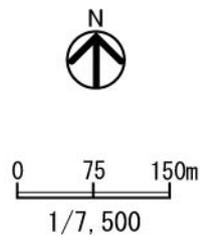


図5-2-2(1) 調査場所 (安全性: 自動車交通量)

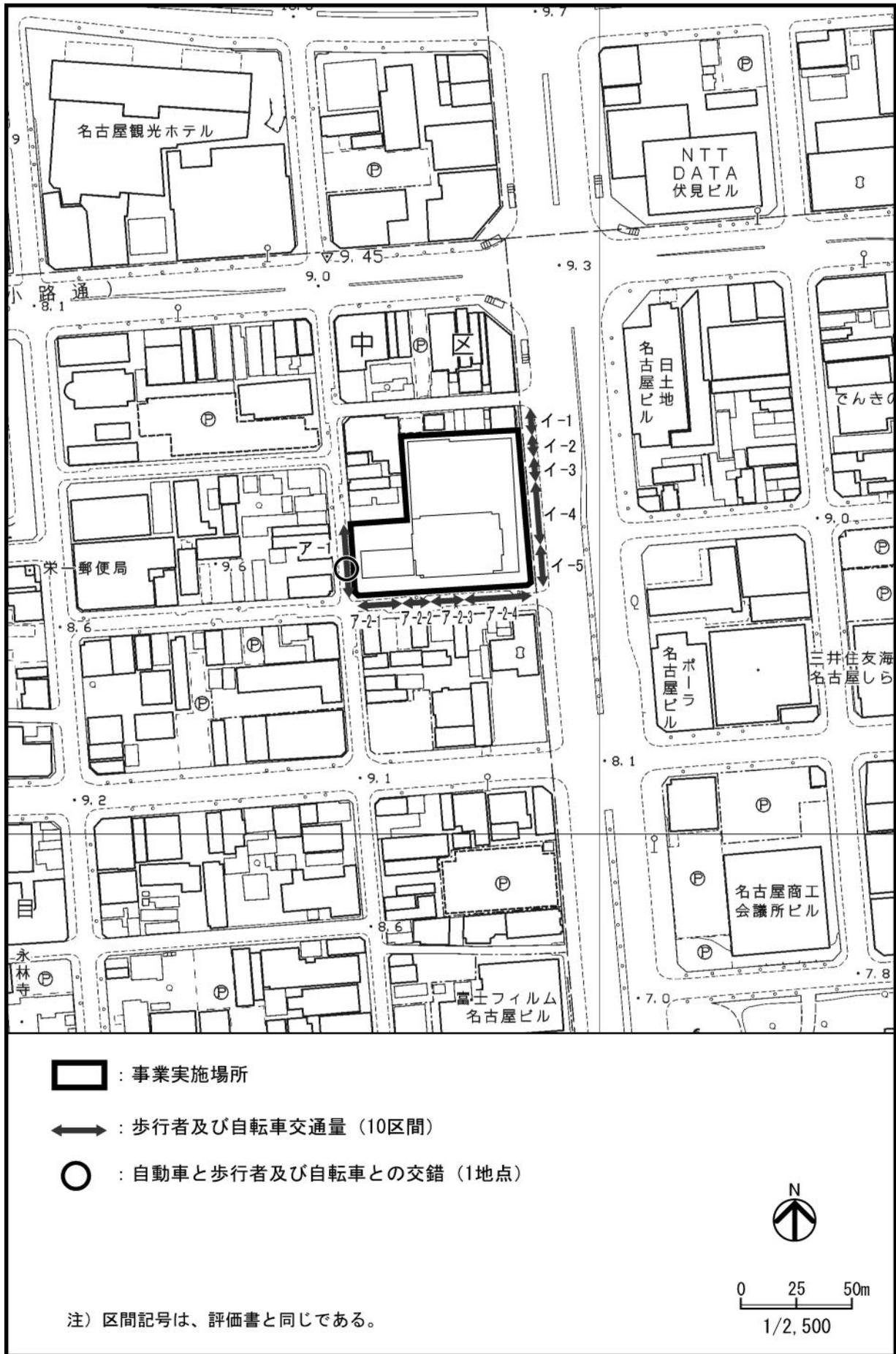


図5-2-2(2) 調査場所 (安全性：歩行者及び自転車交通量)

「本書に使用した地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図（平成27年度及び平成28年度測量 縮尺1/2,500、縮尺1/25,000）を複製して作成したものである。」

本書は、再生紙を使用している。